固定資産評価支援業務委託
(平成 27 年度～平成 29 年度)
仕様書

枚方市　財務部税務室　資産税課

固定資産評価支援業務委託

仕様書

第１章　　総　　則

（目　的）

第1条　　本仕様書は、平成 30 基準年度評価替えに向けて、枚方市（以下「発注者」という。）が、固定資産評価の適正化と均衡化の確保を目的として実施する固定資産評価支援業務委託（以下「本業務」という。）について、発注者及び受注者が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

（準拠する法令等）

第2条　　本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

（１）地方税法（昭和 25 年　法律第 226 号）
（２）不動産登記法（平成 16 年　法律第 123 号）
（３）地価公示法（昭和 44 年　法律第 49 号）
（４）国土利用計画法（昭和 49 年　法律第 92 号）
（５）測量法（昭和 24 年　法律第 188 号）
（６）固定資産評価基準（昭和 38 年　自治省告示第 158 号）
（７）標準地の鑑定評価の基準に関する省令（昭和 44 年　建設省令第 56 号）
（８）枚方市固定資産事務取扱要領（土地編）
（９）枚方市契約規則
（10）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年　法律第 57 号）
（11）その他関係法令、規程、規則等

（疑　義　等）

第3条　　本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、業務を遂行するものとする。

（業務実施計画）

第4条　　受注者は、本業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出し、発注者の承認を得るもの

とする。

（１） 業務実施計画書

（２） 工程表

（３） 着手届

（４） 主任技術者及び業務責任者届（経歴書添付）

（５） デジタル航空カメラ精度検証報告書

（不動産鑑定士）

第5条　本業務において、発注者が必要とする場合の不動産鑑定士は、発注者の市域及びその隣接市域の地価状況を把握した者のうちから、受注者が、発注者の意を尊重して選任するものとする。

なお、当該不動産鑑定士に関する費用については、受注者が負担するものとする。

（不動産鑑定士との連携又は協働）

第6条　本業務において行う「前回評価替えの整理・検討」「用途地区・状況類似地域区分検討」「標準宅地選定案作成」「土地価格比準表分析」「標準宅地価格検証」「路線価バランス検証」「業務実施報告書作成」については、第５条の規定により選任された不動産鑑定士と連携又は協働の上、これを遂行するものとする。

（主任技術者等）

第7条　受注者において選任する主任技術者等は、固定資産評価及び現況調査業務に精通した、実務経験豊かな技術者とする。

2.　本業務は多数の空間情報データを取り扱うため、空間情報総括監理技術者の資格を有する者を担当技術者に配置するものとする。

（関係官公署等への手続き・折衝）

第8条　本業務遂行のための関係官公署若しくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者の責任において速やかに処理し、発注者に手続きの写しを提出するものとする。

（紛争の回避）

第9条　受注者が、本業務遂行のため私有地に立ち入る場合は、予め土地所有者等の了承を得て、紛争の起こらないよう十分留意しなければならないものとする。

（損害の賠償）

第10条　本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にそ

の状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受注者が負い、受注者において解決するものとする。

（打合せ）

第11条　受注者は、本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行し、各作業の工程ごと及び発注者が必要とする場合に、打合せを行わなければならない。当該打合せにおいて受注者からは、固定資産評価及び路線価付設業務に精通した担当者が同席することとし、発注者が必要とする場合には、第 5 条の規定により選任された不動産鑑定士が同席するものとする。

（作業経過の報告）

第12条　受注者は、本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行するとともに、前条規定の打合せの都度、その終了後、打合せ事項について「打合せ記録簿」を所定の様式で 2 部作成し、発注者へ速やかに提出の上、発注者の承認を受けなければならないものとする。

なお、「打合せ記録簿」は、発注者、受注者において各 1 部を保管するものとする。

（成果品の検査・納品）

第13条　本業務の成果品については、作業工程ごと及び完了後に主任技術者立会いの上、発注者の検査・承認を受け納品するものとし、発注者から適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査・承認を受け納品するものとする。

（成果品の瑕疵）

第14条　本業務の成果品について、納品の後、不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第15条　本業務における成果品の版権は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は成果品等を発注者の許可なく契約以外の目的に使用又は第三者に提供してはならないものとする。

（守秘義務）

第16条　受注者は、本業務の遂行上知り得た内容及び個人情報について、第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し又は解除された後も同様とする。また、次の事項を遵守すること。

（1）　作業を行う部屋の特定と室外持出し禁止

・作業を行う部屋は固定し、施錠できること。

（２） パソコン等使用時の措置

・ パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

・ 入力した個人情報等は、本業務終了後に確実に消去すること。

（３） 個人情報等の保管方法

・発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

（４） 個人情報等の受渡し

・個人情報等の移動は、セキュリティーボックスの使用等、安全、確実な方法で行うこと。

（５） 業務従事者の教育・指導

・本業務を履行するにあたり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすよう、受注者は、業務従事者の教育・指導を徹底すること。また、教育・指導を行った日時･内容･受講者及び氏名･配布した資料を提出すること。

（６） その他

・本業務を履行するにあたり、枚方市情報セキュリティーポリシーに準拠するものとする。

・従事する者の従事者名簿を作成し提出すること。

・従事者には「退職後も含めて、当該事務に従事して知り得た個人情報を漏らさない」旨の誓約書を提出させ、従事者の誓約書の原本又は写しと共に「当該業務を履行するに当たっては、市が求める秘密の保持に万全を尽くす」旨の誓約書を提出すること。

・個人情報保護を中心とした社内マニュアル等があれば提出すること。

・業務着手に際して発注者と受注者との間で個人情報の保護に関する覚書を交換するものとする。

（複写の禁止）

第17条　受注者は、業務履行のため発注者から貸与された個人情報等を複写し、又は、複製してはならない。ただし、発注者が認める場合は、この限りでない。

（業務委託期間）

第18条　本業務の委託期間は、契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（納入場所）

第19条　本業務の成果品は、枚方市資産税課に納入するものとする。

（契約解除）

第20条　発注者は、受注者が下記の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

（１）受注者が契約に定める義務を履行しないとき。

（２）受注者が契約の履行にあたって不正な行為を行ったとき。

（３）受注者が認証資格を取得しないとき。

2.　前項の場合において、受注者に損害が生じることがあっても、発注者はその責めを一切負わないものとする。

（その他）

第21条　受注者は、本仕様書による平成 27 基準年度評価替え内容を基本に、発注者の意向に十分留意し、本業務を遂行するものとする。

2.　受注者は、過去 15 年以内に、中核市（平成 26 年 4 月 1 日時点）規模以上の自治体で固定資産評価業務、固定資産調査業務、航空写真撮影業務、固定資産評価システム構築の全ての業務についての履行実績を有する法人であることとする。

3.　受注者は、本業務遂行中、固定資産業務全般について、コンサルタントとしてのアドバイスを行うものとする。

4.　受注者は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS/ISO27001)、プライバシーマーク（JISQ15001）の両方の認証を取得している法人であることとする。

5.　受注者は、近畿圏内（大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県）において、本業務に従事する主任技術者及び現場代理人が勤務する作業拠点を有する法人であることとする。

第２章　　業務概要

（要　旨）

第22条　本業務は、平成 27 基準年度評価替えにおける土地評価の適正化、均衡化を確保するための基礎データ（路線価、航空写真、評価参考図、家屋現況図等）を作成するものとし、今後の業務に支障のないよう十分考慮して計画を行い、作業を実施するものとする。

（業務範囲及び数量）

第23条　本業務の範囲及び数量は、次のとおりとする。

（１）空間的範囲	枚方市全域	65.08 ｋ㎡
（２）路線価付設数量	路線数	約 14,000 路線（平成 27 基準年度時点）
	標準宅地数	678 箇所（平成 27 基準年度時点）
（３）時間的範囲（３ヶ年）	平成 28 年 1 月 1 日	
	平成 29 年 1 月 1 日	
	平成 30 年 1 月 1 日	
（４）空間参照系	（準拠する測地系）	日本測地系 2000
	（水平位置の座標系）	平面直角座標第Ⅵ系
	（垂直位置の座標系）	東京湾平均海面基準の標高
（５）航空写真撮影精度	地上解像度 10cm	
（６）家屋異動判読調査数量	枚方市全域 65.08 ｋ㎡	
（７）評価参考図修正数量	597 面　約 10,000 筆/年	
（８）家屋現況図修正数量	597 面　約 5,000 棟/年	
（９）住宅用地の検証調査	枚方市全域　65.08 ｋ㎡	

（業務概要）

第24条　本業務の作業項目は次のとおりとする。

（路線価付設業務）

＜平成 27 年度作業＞

（１）計画準備

（２）前回評価替えの整理・検討

（３）土地利用現況の把握調査及び基礎資料図作成

（４）基準書作成

（５）用途地区・状況類似地域区分検討

（６）標準宅地選定案作成

（７）業務実施報告書作成

＜平成 28 年度作業＞

（１）計画準備

（２）用途地区・状況類似地域区分決定

（３）標準宅地選定

（４）鑑定士用標準宅地データ作成

（５）土地価格比準表分析

（６）街路条件調査

（７）路線価格形成要因取得

（８）路線区分見直し

（９）標準宅地価格検証

（10）路線価算定

（11）路線価バランス検証

（12）業務実施報告書作成

＜平成 29 年度作業＞

（１）計画準備

（２）路線価バランス検証

（３）相続税路線及び市路線番号対応データ取得・整理

（４）正面路線検証

（５）価格形成要因変更に伴い画地計算に影響を及ぼす路線番号のリスト化

（６）標準宅地調書との照合

（７）業務実施報告書作成

(平年度路線価付設業務)

＜平成 27 年度～平成 29 年度作業＞

（１）時点修正措置

（２）新規路線付設

（３）鉄軌道用地単価及び遊園地単価の算出

（４）(財) 資産評価システム研究センター用路線価公開データ作成

（５）路線価公開用関係資料作成

（６）路線価算定システムデータ作成

（７）業務実施報告書作成

(デジタル航空写真撮影業務)

＜平成 27 年度～平成 29 年度作業＞

（１）撮影計画

（２）標定図作成

（３）標定図複製

（４）デジタル航空写真撮影
（５）GPS 基準局観測
（６）画像処理
（７）精度検証点設置
（８）解析処理
（９）オルソ画像作成及び税務地図情報システムデータ作成

（家屋現況図異動修正業務）
＜平成 27 年度～平成 29 年度作業＞
（１）計画準備
（２）家屋異動判読基準作成
（３）家屋更新指示図作成
（４）家屋異動判読調査
（５）家屋異動図形データ処理
（６）家屋異動リスト作成

（評価参考図・家屋現況図修正業務）
＜平成 27 年度～平成 29 年度作業＞
（１）計画準備
（２）評価参考図修正
（３）家屋現況図修正
（４）評価参考図・家屋現況図出力製本
（５）評価参考図データアンマッチ修正
（６）固定資産評価支援システム構築

（住宅用地の検証調査業務）
＜平成 28 年度～平成 29 年度＞
（１）計画準備
（２）照合データ作成
（３）不一致データ作成

（貸与資料）
第25条　本業務を実施する上で必要な資料（発注者以外の第三者が管理する資料を含む。）は、発注者より主任技術者が、貸与を受けるものとする。
2.　前項の資料は下記のとおりとし、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

（１）平成 27 年基準年度　評価替え成果
（２）標準宅地調書
（３）相続税路線価資料
（４）都市計画基本図データファイル（DM 形式）
（５）航空写真データファイル（JPEG 形式）
（６）評価参考図データファイル
（７）土地課税台帳データファイル
（８）家屋現況図データファイル
（９）家屋課税台帳データファイル
(10) 路線図データベース
(11) 各種コード一覧表（町丁目コード、地目コード等）
(12) 枚方市固定資産土地評価事務取扱要領
(13) 都市計画用途図
(14) 土地・家屋登記済通知書（平成 27 年 1 月 2 日～平成 29 年 12 月 31 日）
(15) 課税分割資料
(16) 評価参考図・家屋現況図修正指示資料
(17) その他本業務に関わる資料で発注者と受注者が協議の上必要と認めた資料

（固定資産評価支援システム GIS）

第26条　受注者は、固定資産評価支援システムを運用するために必要な空間データ（評価参考図、家屋現況図、路線図、航空写真、地形図、住宅地図等）と課税属性データ（土地台帳情報、家屋台帳情報、路線価情報）、地価公示・地価調査データを搭載した GIS を構築し、操作マニュアルを備えるものとする。

なお、システムに関し下記の機能を容易に行えるものとする。

＜システム機能＞

（１）検索機能

・ 索引図からの図面検索が可能であること
・ 目標物（注記等）からの図面検索が可能であること
・ 所在地番からの地図検索、土地・家屋台帳検索が可能であること
・ 所有者コード、所有者名からの名寄せ地図検索、土地・家屋台帳検索が可能であること
・ 路線番号からの地図検索、路線価調書検索が可能であること
・ 土地・家屋物件番号からの検索が可能であること
・住宅地図による住居表示番号・戸番より検索が可能であること。
・ エクセル等により任意に作成した検索キーにより連続検索が可能であること

・ 指定の座標から地図検索が可能であること
・ 過去に検索した物件の一覧から検索が可能であること

（2）表示機能

・ 過去 5 年の航空写真、評価参考図等のオーバレイを重ね合わせが可能であること
・ 各クライアントごとに、レイヤの設定、レイヤごとの線種・線色・塗りつぶし色等の設定が可能であること
・ マウスホイールにて拡大縮小が可能であること
・ 指定縮尺による拡大縮小が可能であること
・ 2 点指定した範囲で、拡大縮小が可能であること
・ パンスクロールによる移動が可能であること
・ マウスドラッグにより地図を回転表示が可能であること
・ 2 画面の表示が可能であり、それぞれオーバレイの設定が可能であること。また、スクロール及び縮尺について、同期・非同期の選択が可能であること
・ 同一画地の表示が可能であること
・ 座標表示が可能であること
・ 任意の属性に対し、バルーン表示が可能であること
・ 航空写真等、位置調整が可能であること
・ 土地、家屋、路線の属性情報に画像ファイル等を添付できること
・ 全体図にメイン画面の表示領域を表示し、また、全体図から地図表示が可能であること
・ ポイント登録し記事・現地写真の登録・表示が可能であること
・ クライアントごとに複数のレイヤをグループ化し、一括して表示 on/off が可能であること
・ 各レイヤの凡例表示が可能であること
・ 外部ファイルの取り込みが可能であり本システムに容易に登録が可能であること

（3）印刷機能

・ 表示画面のプリントアウトが可能であること
・ 地図画面上に印刷枠を複数配置し、連続印刷が可能であること
・指定用紙サイズ内において、表示レイヤを個別に選択し 2 画面印刷が可能であること
・ 方位、印刷コメント等を含めプリントアウトが可能であること
・ 指定縮尺によるプリントアウトが可能であること
・ プレビュー時に容易に方位が変更できること
・ エクセル等で任意に作成した、複数の地番や家屋物件番号、図郭を指定し一括して連続印刷が可能であること
・ 土地台帳帳票、家屋台帳帳票、路線価帳票、標準地帳票の印刷が可能であること

・ 画面イメージをクリップボードに出力が可能であること

（4）着色機能

・ 条件指定により土地、家屋、路線の属性情報による着色が可能であること
・ 任意指定の範囲内において条件指定により土地、家屋、路線の属性情報による着色が可能であること
・ 任意指定の補正率の範囲内において着色可能であること
・ 条件指定により評価に使用する路線の項目ごとに、各筆に着色が可能であること
・ エクセル等で任意に作成したテーブルを元に、土地及び家屋・路線図形に対しリンクさせ、着色が可能であること。
・ 各クライアントごとに、着色の設定が可能であること
・ 路線番号指定により、評価に仕様する筆の着色が可能であること

（5）テキスト表示機能

・ 条件指定により土地、家屋、路線の属性情報による文字表示が可能であること
・ エクセル等により任意に作成したテーブルを、土地及び家屋・路線図形に対しリンクさせ、それに格納されたデータにおいて属性表示が可能であること。
・ 各クライアントごとに、表示の設定が可能であること

（6）計測機能

・ 地図上で指定した多点間の距離計測が可能であること
・ 地図上で指定した多角形の面積計測が可能であること
・ システム内のネットワーク情報より、指定した路線から施設までの距離計測を行い、経路を表示し距離情報を取得すること
・ ユーザレイヤへの図形、テキスト入力が可能であること

（7）集計・データ出力機能

・ 既存レイヤ及び、新規に作成した図形等にてエリアを選択し、条件指定により土地、家屋、路線の属性情報の抽出がストレスなく可能であること
・ 搭載する他のレイヤを範囲とし、ストレスなく属性情報抽出・集計処理が可能であること
・ 属性情報集計結果をＣＳＶ形式による出力が可能であること
・ 各画地から、評価に使用する路線に対し垂線の表示が可能であること
・ 高圧線等の既存図形と重なる土地を抽出し、また、重なる面積割合の取得も同時に計測が可能であること
・ 所属する状況類似や、価格形成要因等を変更し、路線価算定を行い算定結果の表示及び集計処理に反映が可能であること

（8）画地計算機能

・任意に正面路線を選択し、画地に対する間口・奥行等の画地計算、陰地割合や各個

別補正の対象となるレイヤとの影響割合の計測が可能であり、計測結果の保存及び発注者が指定する形式でCSVによる出力が可能であること

・ 画地計算結果履歴の検索が可能であること

・ 画地計算結果のCSV形式による一括出力が可能であること

（９）路線価算定機能

・路線価の算定が可能であること。

・他の路線価に比準して算定を行うとき、当該比準のもととなる路線属性データを容易に複写した上で路線価の算定が、一括して可能であること。

・算定結果である路線価及び価格形成要因、格差率の検索参照が可能であること。また、標準価格、鑑定比準価格、路線価及び価格形成要因、格差率等を一覧表示し、3本以上並列した比較表示及び印刷が可能であること。

・路線価のシミュレーションが可能であること。また、シミュレーション結果をそのまま確定データとして登録が可能であり、また、シミュレーション前の状態に容易に復元が可能であること。

・「路線価格形成要因現地調査」にて撮影した道路幅員測定箇所データを検索参照できること。

・算定した路線価を、枚方市税総合オンラインシステム用のレイアウトによる、テキストファイルにエクスポートが可能であること。

(10)図形編集機能

・ 任意のレイヤ（点・線・面）の作成が可能であること

・ 既存のレイヤの編集が可能であること

・ 隣接するポリゴンの接点は、同時に修正が可能であること

・ 作成した図形に属性・画像ファイル等の登録が可能であること

・ スキャニングした地籍図等の画像に、既存の図形データと共通する地点を与え重ね合わせて表示が可能であること

・ GPSデジタルカメラにて撮影された画像データが、一括してポイント登録が可能であること

(11)クライアントサーバ方式またはWeb方式による運用が可能であること

(12)ユーザ管理機能

・ ログインユーザを認証し、利用可能な機能・参照データの制限が可能であること

・ 操作履歴をログとして取得することが可能であること

〈付属物〉

本件における付属物は以下のとおりとする。

（１） 本件のシステム稼働において必要なハードウェア設備及びソフトウェア一式。

（２） 下記に示す完成図書類一式

下記に示す一式はファイルにて冊子化するとともに、データファイルでの納品も行なうこと。

① 納品物一覧表

納品するハードウェア・ソフトウェア及び文書類の一覧を作成すること。

② 機能仕様書・プログラム仕様書・DB 仕様書

導入するシステムの「機能仕様書」・「プログラム仕様書」・「DB 仕様書」を作成し納品すること。

③ 機器構成表・システム構成表

導入するシステムの「機器構成表」・「システム構成表」を作成し納品すること。
各構成表は図式化し感覚的に理解できる形式とすること。

④ システム操作マニュアル

導入するシステムの「システム操作マニュアル」を作成し納品すること。
ユーザにわかり易く、かつ詳細なものとする事とし、管理者・一般ユーザ等、各利用権限ごとに作成すること。

⑤ 保守管理・運用管理・障害対応マニュアル

導入するシステムの「保守管理」・「運用管理」・「障害対応マニュアル」を作成し納品すること。
また、GIS ソフトウェアに対しバージョンアップが行なわれた場合は、対象プログラムを本システムに適用すること。

⑥ その他必要マニュアル

その他、発注者と協議のうえ必要とされたマニュアルについて作成すること。

〈研修〉

システム導入時、発注者指定の場所において、管理者及び一般ユーザ等の権限別に操作研修を数回行なうこと。
また、研修資料においては納入者にて作成し、対象者分の部数を用意すること。

〈知的所有権等〉

（1）納入者は本システムの構築にあたっては発生する権利、所有権、著作権及び使用権が本システムの稼働を妨げることのないよう必要な措置を行なうものとする。
ただし、構築、改修のための著作権仕様に関する問題は、全て納入者において対応すること。

（2）本システムに、第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という)が含まれる場合は、納入者はその責任において発注者に不利益を与えないこととする。また、その為に必要な手続き等においても、納入者の責任において行なうこと。

（3）平成 28 年 4 月本格稼働予定の新税総合オンラインシステム（富士通　MICJET）につ

いて、現行の税総合オンラインシステム（富士通　MINDCITY）同様に円滑な業務遂行ができること(本格稼働前の事前テストを行ない、詳細は発注者と協議すること)。

（４）本契約満了後の次期システムへのデータ移行は、データ移行に必要なデータベース情報や、テーブルレイアウト、プログラムロジック等を開示し円滑にデータ移行が行なえるよう対応すること。開示が認められない場合は本市との協議のうえ定めた方法にて、次期システムに必要なデータを本市指定のフォーマットで引き渡すこと。

(GIS 用データ作成)

第27条　本作業は、発注者仕様の GIS 運営のため、発注者が必要とする場合は、本仕様書により規定された路線価算定システム、固定資産評価支援システムから、空間データ等のデータを抽出し、発注者指定の形式で作成するものとする。

第３章　　平成 27 年度固定資産評価業務

(計画準備)

第28条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え資料をより効率的に作成するための作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

(前回評価替えの整理・検討)

第29条　本作業は、前回評価替えの結果を踏まえ、検討課題箇所等を抽出し整理検討を行うものとする。また、図面及び GIS を用いた検証を下記に掲げる項目について行うものとする。作業方法、作成する図面の時点、表現方法、縮尺等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（１）価格形成要因別分析

（２）現況整合性

(土地利用現況の把握調査及び基礎資料図作成)

第30条　本作業は、用途地区・状況類似地域を設定する上で必要となる、土地の利用状況を把握するための基礎資料を、貸与した土地家屋課税資料及び都市計画用途図等を用いて作成するものとする。作成する図面は下記のとおりとし、図面の表現方法、縮尺等につい

ては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（１）土地利用現況図

（２）都市計画用途確認図

（３）標準宅地用画地補正検証図

（４）航空写真状類・路線図

（５）路線幅員分布表

（基準書作成）

第31条　本作業は、用途地区・状況類似地域設定、標準宅地選定、路線付設、価格形成要因調査、路線価検証のために必要となる基準を、枚方市固定資産事務取扱要領をもとに細部について図解入りで整理し、基準書を作成するものとする。

なお、価格形成要因調査については、前回評価替えにて用いた価格形成要因に過不足がないかを含めた協議を行い、基準書を作成するものとする。

細部については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（用途地区・状況類似地域区分検討）

第32条　本作業は、作成した基礎資料図、収集した資料、航空写真、現地調査により土地の利用状況を把握し設定するものとする。

具体的には、土地利用状況を基準として用途地区を見直し、街路の状況、公共施設等の接近状況、家屋の疎密度、宅地の利用上の便等を考慮して、状況類似地域の見直し案を提出するものとする。

なお、状況類似地域の見直し（案）が、「前回評価替えの整理・検討」「土地利用現況の把握調査及び基礎資料図作成」にて抽出された課題のうち、用途地区・状況類似地域の区分に起因すると考えられるものについては、対応策を踏まえた見直し理由を取りまとめるものとする。

（標準宅地選定案作成）

第33条　本作業は、設定した状況類似地域ごとに、主要な街路に沿接し、間口奥行、形状等が標準的な宅地で、鑑定評価の判断を誤らせる要素のない宅地を、現地調査を行った上で標準宅地（案）として選定するものとする。

なお、標準宅地選定案のうち、見直したものが「前回評価替えの整理・検討」「土地利用現況の把握調査及び基礎資料図作成」にて提出された課題のうち、標準宅地選定に起因すると考えられるものについては、対応策を踏まえた見直し理由を取りまとめるものとする。

（住宅地図データベース更新）

第34条　本作業は、市販の住宅地図データベース（ZMAP-TOWNⅡ等）を GIS 構築台数分購入し、構築する路線価算定システム及び固定資産支援システム(GIS)にデータをセットアップし、毎年最新版に更新を行うものとする。

第４章　　平成 28 年度固定資産評価業務

(計画準備)

第35条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え資料をより効率的に作成するための作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

(用途地区・状況類似地域区分決定)

第36条　本作業は、前年度作成した見直し理由をもとに、用途地区・状況類似地域を、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。確定した用途地区・状況類似地域について、地域の概要や区分のもととなった区分基準及び地域要因が記載された区分説明資料及び用途地区・状況類似地域図形データを作成するものとする。

(標準宅地選定)

第37条　本作業は、前年度作成した見直し理由をもとに、標準宅地を発注者と受注者が協議の上、選定するものとする。

　また、変更となった標準宅地を含めて標準宅地一覧表に整理するものとし、あわせて、変更前、変更後の標準宅地位置を対比表示させた標準宅地変更対比図を作成するものとする。

(鑑定士用標準宅地データ作成)

第38条　本作業は、確定した標準宅地について、標準宅地選定理由説明資料を作成するものとする。また、不動産鑑定士用標準宅地データ、標準宅地現況写真、標準宅地位置図及び標準宅地図形データ、現地調査を行ない街路条件の取得データを作成するものとする。

(土地価格比準表分析)

第39条　本作業は、前回評価替え成果を用いて、標準宅地価格及び価格形成要因データをもとに、統計的分析（数量化理論第Ⅰ類）を行い、標準宅地価格と価格形成要因との整合性を保つ地価評価モデル式を作成し、その他の路線価を算定するための比準割合(格差率)を分析、その結果を発注者に報告するものとする。土地価格比準表の分析にあたっては、不動産鑑定士及び主任技術者が、地域特性と価格事情を考慮するものとする。なお、確

定した土地価格比準表については、職員用として概ね 20 部を出力し、フラットファイルに製本するものとする。

（街路条件調査）

第40条　本作業は、4m未満の街路について現地にて道路幅員の測定調査を行うものとする。調査の結果、路線価格価形成要因データ（道路データ）と相違があった箇所については、修正等を行うものとする。

（路線価格形成要因取得）

第41条　本作業は、交通・接近条件、環境条件、行政的条件等の価格形成要因諸事項について、基準書に基づき GIS を用い、現地調査を含め取得するものとする。GIS を用いるにあたり、路線データのネットワーク化を行い、交通・接近条件についてはネットワーク距離を取得するものとする。また、環境条件、行政的条件については、影響する範囲図を、都市計画基本図ＤＭデータファイルをもとにデジタルデータとして入力し、エリア要因自動取得を行い、価格形成要因図形データ及び価格形成要因一覧表データ、価格形成要因変更リスト、道路幅員測定箇所管理図を作成するものとする。

（路線区分見直し）

第42条　本作業は、平成 27 年基準年度評価替えにおいて付設された路線について、状況の変化を考慮し、基準書に基づいた路線区分の見直し案を提出するものとする。

なお、路線区分の見直しが、「前回評価替えの整理・検討」「土地利用現況の把握調査及び基礎資料図作成」にて抽出された課題のうち、路線付設に起因すると考えられるものについては、対応策を踏まえた見直し理由を取りまとめるものとする。

最終的な路線付設は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとし、確定した路線付設について、路線図形データを作成するものとする。また、路線区分の見直しに伴う新旧対応表を作成するものとし、あわせて、変更前、変更後の路線形状を対比表示させた路線区分対比図を作成するものとする。

（標準宅地価格検証）

第43条　本作業は、標準宅地価格の理論値整合性等を標準宅地価格検証図及び標準宅地価格順位表作成の上、検証するものとする。標準宅地価格検証にあたっては、不動産鑑定士及び主任技術者が、地域特性と価格事情を考慮するものとする。なお、隣接市町村との標準宅地の価格調整に用いる資料として、隣接市町村標準宅地価格検証図の作成を行うものとする。あわせて、価格調査基準日における地価動向調査及び統計を行い報告するものとする。

（標準宅地鑑定評価書検証）

第44条　　本作業は、標準宅地鑑定評価書及び、価格算定補足資料の全ての項目に対して、チェックツールを構築し、OPS データによる記載事項の論理的検証を行う。また、各鑑定書記載内容においても検証を行い、修正が必要な事項を整理しエラーリストを作成するものとする。なお、詳細については発注者と受注者が協議の上、作業を行うものとする。

（標準宅地鑑定評価書参照システム）

第45条　価格調査基準日において作成された標準宅地鑑定評価書について、ファイリングを行ない検索・参照が可能である、標準宅地鑑定評価書参照システムを構築するものとする。

（路線価算定）

第46条　本作業は、標準宅地価格及び価格形成要因、土地価格比準表を用いて、状況類似地域内の主要な街路とその他街路の価格形成要因を比較し、路線価の算定を行い、路線価算定システムに整理するものとし、あわせて、路線価算定表を作成するものとする。

（路線価バランス検証）

第47条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え用として算定した路線価を、従前の路線価、相続税路線価等と比較し、路線価算定システムにより繰り返しシミュレーションを行うことにより路線価のバランス検証を行うものとする。

なお、最終的な路線価に関しては、地方税法に基づき発注者が決定するものとし、決定するにあたり必要となる路線価バランス検証図等の資料は、受注者が作成するものとする。

第５章　　平成 29 年度固定資産評価業務

（計画準備）

第48条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え資料をより効率的に作成できる作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

（路線価バランス検証）

第49条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え用として算定した路線価（平成 29 年 1 月 1 日時点）を、従前の路線価、相続税路線価等と比較し、路線価算定システムにより繰り返しシミュレーションを行うことにより路線価のバランス検証を行うものとする。

また、隣接市町村との路線価の調整に用いる資料として、隣接市町村路線価検証図の作成を行うものとする。

なお、最終的な路線価に関しては、地方税法に基づき発注者が決定するものとし、決定するにあたり必要となる路線価算定表、路線価バランス検証図等資料は、受注者が作成するものとする。

（相続税路線及び市路線番号対応データ取得・整理）

第50条　本作業は、相続税路線と市路線番号の照合・整理を行い、路線価算定システムへのデータ化を行うことにより相続税路線価と市路線価の格差率等を把握・調整し、価格検証を行い検証結果のリストを、相続税路線価照合データとして発注者に提出するものとする。また、税務署用路線価図を作成するものとする。

（正面路線検証）

第51条　本作業は、平成 30 基準年度評価替え路線について、画地条件に誤りがないか、正面路線、側方路線、二方路線の検証を行うものとする。

なお検証は、地番図デジタルデータファイル（平成 29 年 10 月 1 日時点）及び土地課税データファイル（平成 29 年 10 月 1 日時点）、作成した路線データファイルを用いるものとし、複合検証できるよう、データ処理を行い図面の作成を行うものとする。出力する図面の縮尺、表現方法については、発注者と受注者が協議の上、作成するものとする。

（価格形成要因変更に伴い画地計算に影響を及ぼす路線番号のリスト化）

第52条　本作業は、前回評価替え以降、主に街路条件の変更及び路線区分の変更に伴い、画地計算上影響を及ぼす路線・画地を検証し、一覧表を作成するものとする。

（標準宅地調書との照合）

第53条　本作業は、各状況類似地域における主要な街路の価格形成要因が、標準宅地鑑定評価書の記載事項においてデータ化、検査を行い、所定の標準宅地調書記載の、街路条件、交通・接近条件、行政的条件等の内容と合致しているか等を検証するものとする。

なお、検証の方法、結果報告については、発注者と受注者が、別途、協議するものとする。

（評価替えにおける税額変動率検証）

第54条　本作業は、付設した評価替え路線価を用いた画地計算処理を行った上で、税額の変動率を路線価変動率と対比検証できる図面を作成するものとする。なお、出力用紙、表示方法、配色等の詳細については発注者と受注者が協議の上、作成するものとする。

（業務実施報告書作成）

第55条　本業務で行った業務実施内容を取りまとめた、業務実施報告書の作成を行うものとす

る。

第６章　　平年度路線価付設業務

（要　旨）

第56条　本業務は、平成 27 基準年度から平成 30 基準年度までの 3 年間、時点修正措置や経年変化による追加路線等、土地評価の適正化、均衡化を確保するための資料作成を行うものであり、今後の業務に支障のないよう十分考慮して計画を行い、作業を実施するものとする。

（時点修正措置）

第57条　本作業は、時点修正率をもとに路線価の時点修正計算（平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 7 月 1 日まで）を行うものとする。また、時点修正率を検証するために必要な時点修正率検証図等の資料については、受注者が作成するものとし、必要に応じて再計算を行うものとする。あわせて、時点修正調査基準日における地価動向調査及び統計を行い報告するものとする。

（新規路線付設）

第58条　本作業は、新たに評価すべき画地が発生したことなどにより付設する新規路線について、その価格形成要因取得や比準作業は発注者が行うものとし、受注者はその内容を路線価算定システムへ反映させるものとする。なお、発注者が必要とする場合は、発注者において路線価算定システムへこれを反映させるものとする。

また、税務署用として、新規路線の位置図及び路線価図を作成するものとする。

（鉄軌道用地単価及び遊園地単価の算出）

第59条　本作業は、鉄軌道用地単価及び遊園地（ひらかたパーク）単価を算出し、根拠図面等資料を作成し発注者に提出するものとする。

（（財）資産評価システム研究センター用路線価公開データ作成）

第60条　本作業は、路線価等公開情報に係るデータ作成を行うものとし、「電子データ等の作成・提出要領等」に基づいて、以下のデータを変換・加工して所定の記録媒体に格納するものとする。なお、ここで作成するデータは、（財）資産評価システム研究センターから配布された「路線価等業務管理システム」での運用を前提とする。

（１）提供資料及びデータを利用して照合・編集し、資産評価システム研究センター指定の形式に変換処理を行うものとする。

（２）作成したデータは「電子データ等の作成・提出要領等」に基づいた論理チェックプログラムでエラーチェックを行い、エラーのない状態にするものとする。

本業務発注後、データ作成が行われる前に新たなデータ作成基準等が公開された場合は、最新のデータ作成基準等に基づいて、データの作成を行うものとする。なお、路線データの時点は発注者と受注者が協議の上、作成するものとする。

（路線価公開用関係資料作成）

第61条　本作業は、当該年度に適用する時点修正措置の公開用資料として、時点修正率表示台帳及び時点修正率表示図を作成するものとする。これらの出力用紙、表示方法、配色等の詳細については発注者と受注者が協議の上、作成するものとする。

（路線価算定システムデータ作成）

第62条　本業務で追加した路線価データについて、固定資産評価支援システムにデータ更新を行うものとする。また、発注者仕様の電算システムにて運用可能なデータレイアウトにて、全路線の路線価マスタを作成するものとする。

第７章　　デジタル航空写真撮影

（撮影計画）

第63条　本作業は、航空写真撮影を効率的に遂行できる作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製をするものとする。

（標定図作成および複製）

第64条　本作業は、撮影結果に基づき 1/25,000 地形図へ、下記の項目を記入した撮影標定図を作成し、あわせて複製を行うものとする。

（１）撮影年月日

（２）撮影縮尺

（３）撮影コースおよびコース番号

（４）写真主点

（５）その他必要な項目

(デジタル航空写真撮影)

第65条　本作業は、デジタル航空写真をより効率的に撮影できる作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。なお、撮影にあたっては、下記に定める事項を考慮して行うものとする。

（１）撮影に使用する航空カメラは、エリアセンサー型デジタル航空カメラ（DMC 等）を用いるものとし、平均地上解像度 10 ㎝相当のカラー画像（データ取得時の色深度は RGB 各色 12 ビット、4096 階調以上とする。）およびパンクロ画像、近赤外画像を取得するものとする。

（２）撮影に使用する航空機は、GNSS/IMU 装置（航空写真の位置を解析するため、航空機搭載の GNSS 及び航空写真の傾きを検出するための 3 軸のジャイロ及び加速度計で構成される IMU（慣性計測装置)、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステム）を搭載するものとし、下記の性能を有するものとする。

項目		性能（精度）
GNSS	位置	往復解の差 0.3m
	高さ	往復解の差 0.3m
	取得間隔	1 秒
IMU	ローリング角	姿勢の標準偏差の平均値 0.005 度
	ピッチング角	姿勢の標準偏差の平均値 0.005 度
	ヘディング角	姿勢の標準偏差の平均値 0.018 度
	取得間隔	0.005 秒

（３）撮影は原則として当該年度中の 1 月 1 日とするが、気象条件等による影響がある場合においては、12 月 30 日から 1 月 5 日までの期間において撮影を行うものとする。また、撮影時間は原則として午前 10 時から午後 2 時までの間とし、雲、煙、霧およびハレーションのないよう撮影するものとする。なお、期間中に撮影できなかった場合においては、撮影状況報告書を撮影できるまでの間、とりまとめ提出するものとする。

（４）撮影は原則として、同一コース内の隣接航空写真間の重複度（オーバーラップ）は 60%以上、隣接コース間の重複度（サイドラップ）は 30%以上を確保するものとする。また、同一コースの撮影は、直線かつ等高度とし、地形等を考慮して実体空白部を生じないものとする。

（５）本作業で得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を作成するものとする。また、作成にあたっては「地理情報標準プロファイル（JPGIS)」に準拠するものとする。

（６）撮影は公共測量作業規程に準拠して行い、国土地理院への届出を行うものとす

る。

（７）撮影に使用するデジタル航空カメラは、品質を確保するため、国土地理院に精度検証報告を行った実績のあるものとし、精度検証報告書を業務着手時に発注者へ提出するものとする。

(GNSS/IMU 計算)

第66条　本作業は、撮影終了後、速やかに GNSS/IMU の解析計算を行うものとする。

（１）GNSS 基準局及び航空機で取得した GNSS（GNSS 時間及び経度、緯度、高度）の GNSS 観測データを用いて、キネマティック解析を行うものとする。

（２）キネマティック解析及び IMU（加速度（北方向、東方向、鉛直下方向)、軌跡及び３軸の傾き）観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。

（３）最適軌跡解析結果よりオルソ画像作成に必要な外部標定要素を算出するものとする。また、算出したデータは、汎用的なフォーマットで作成するものとする。

（４）空中直接定位システム（GNSS/IMU 装置）により得られた外部標定要素とデジタルステレオ図化機により自動及び手動測定したパスポイント及びタイポイント並びに基準点等の写真座標との調整計算を行った上、各写真の外部標定要素及びパスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を定めることとする。

(デジタル画像処理)

第67条　本作業は、撮影終了後、速やかにカラー画像の合成を行うものとする。

（１）画像合成は、4 個のパンクロ CCD カメラで取得した画像を合成し、RGB のカラー情報を付加してカラー画像を作成するとともに、色調補正を行うものとする。

（２）合成されたカラー画像には、撮影期日、コース番号、写真番号等の情報を付加するものとする。

（３）カラー合成画像のデータファイル形式は RGB 各色 8bit 以上の非圧縮 TIFF 形式とし、原画像としてハードディスクに格納するものとする。

(精度検証点設置)

第68条　本作業は、空中直接定位システム（GNSS/IMU 装置）による外部標定要素の精度検証のために、写真画像に明瞭に写る地点を、現地にて測量を行うものとする。

(検　査)

第69条　本作業は、GNSS/IMU 計算結果、数値写真について検査を行い、再撮影の必要がある場合は、速やかに再撮影を行うものとする。

（１）GNSS 基準局及び航空機搭載の GNSS の作動及びデータ収録状況の良否

（２）サイクルスリップ状況の有無

（３）GNSS/IMU 撮影範囲の確保
（４）計測高度及び計測コースの良否
（５）キネマティック解析
・撮影開始方向及び終了方向から解いた位置誤差：±0.3m 以内
・位置の標準偏差の最大値：±0.15m 以内
（６）最適軌跡解析
・位置の標準偏差の最大値：±0.1m 以内
（７）撮影高度、撮影主点及びコースの適否
（８）実体空白部の有無
（９）撮影画像の色調

（解析処理）
第70条　本作業は、地上 GNSS 基準局で取得した観測データと航空機で取得した GNSS（GNSS 時間及び経度、緯度、高度）および IMU（加速度（北方向、東方向、鉛直下方向)、軌跡および 3 軸の傾き）を使用して、外部標定要素の解析処理を行うものとする。また、解析処理により得られたデータは、汎用的なフォーマットで作成するものとする。

（オルソ画像および税務地図情報システムデータ作成）
第71条　本作業は、デジタルカメラにより撮影された中心投影画像データを、電子計算機を用いて簡易オルソ処理を行うものとする。なお、オルソ画像作成にあたっては、下記のとおり作業を行うものとする。
（１）写真主点の調整計算
・航空機に搭載された GNSS /IMU の観測データと、地上 GNSS 基準局で取得した観測データから POS 解析を行い、撮影時刻データと同期させ撮影時の写真主点の三次元座標と三軸の傾きを算出し、外部標定要素とするものとする。
（２）数値地形モデルの作成
・国土地理院の数値地図 50m メッシュデータを用い、グリッドまたは不整形三角網へ変換し数値地形モデルを作成するものとする。
（３）自動オルソ処理
・撮影されたデジタル画像及び外部標定要素、数値地形モデルを用い、自動オルソ処理を行うものとする。
（４）色調補正
・隣接するオルソ画像との接合において、色調差が生じないようデジタル処理により接合を行うものとする。
（５）データファイル作成
・作成されたデジタルオルソ画像は、地番現況図単位に切り出しを行い、位置情報

を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成するものとする。なお、画像ファイルはTIFF形式、位置情報ファイルはワールドファイル仕様で、ハードディスクに格納するものとする。

（６）地図情報システムデータ作成

・地図情報システム用に解像度を適正（地上解像度10cm及び20cm程度）かつ地番現況図に対応させた航空写真画像データファイルを作成し、TIFF 形式でハードディスクに格納するものとする。

・他課受渡し用に解像度を適正（地上解像度 40cm 程度）かつ地番現況図に対応させた航空写真画像データファイルを作成し、外部媒体に格納するものとする。

（７）航空写真図出力

・作成されたオルソ画像を用い、航空写真図の作成を行い、バインダー製本を行うものとする。

第８章　　家屋現況図異動修正

（計画準備）

第72条　本作業は、家屋現況図異動修正をより効率的に作成するための作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

（家屋異動判読基準作成）

第73条　本作業は、発注者及び受注者が同一の見解で家屋異動判読を行うことができるよう、家屋の異動事由（新築、増築、滅失）について、発注者と受注者が協議の上、判読基準を策定するものとする。

（家屋異動判読調査）

第74条　本作業は、前年度作成された航空写真画像データと、今年度作成された航空写真画像データを比較し、家屋異動判読基準に基づき家屋経年異動判読を行うものとする。なお、判読結果については、家屋異動判読調査・検証結果リスト（XLS形式）を作成するものとする。異動があった家屋については、固定資産評価支援システムに家屋の異動判読記号をセットアップし、家屋異動判読調査リストから直接、固定資産評価支援システムを起動し、経年異動判読結果を確認できるものとする。

2.　発注者による家屋現況図の異動箇所の修正および家屋番号の指示については、固定資産評価支援システムより異動個所の指示を行うための家屋現況図を、評価参考図を背景とした家屋異動更新指示資料によるものとし、家屋異動判読調査・検証結果リストに記

入した上で、異動判読調査結果と分別が可能なようにとりまとめるものとする。なお、詳細については発注者と受注者が協議の上、作業を行うものとする。

（家屋異動図形データ処理）

第75条　本作業は、家屋異動判読表示図をもとに、発注者が異動個所を確認した上で家屋異動更新指示図上に家屋異動指示を表示し、受注者は家屋現況図の異動修正を行うものとする。

（検　査）

第76条　本作業は、家屋経年異動結果と、後続作業である家屋異動通知書による家屋現況図修正において、重複修正しないようとりまとめるものとする。

第９章　　評価参考図・家屋現況図修正

（計画準備）

第77条　本作業は、評価参考図・家屋現況図修正をより効率的に作成するための作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

（評価参考図修正）

第78条　本作業は、1 月 2 日から 12 月 31 日（平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年異動分）の土地異動（分筆、合筆、地番表示、地積更正、地図訂正）について、土地登記済通知書(測量図含む)のスキャニングを行ない、地積測量図に基づき、評価参考図データベースの更新を行い、新たな地番図にスキャニングした画像ファイルをリンクさせファイリングを行なうものとする。また、発注者が指示する修正箇所及び課税分割箇所についてもあわせて更新を行うものとする。

（１）土地異動について、異動前地番、異動後地番、異動事由等を表示した土地異動調書を作成するものとする。

（２）評価参考図データベースに、地積測量図の座標値を入力し、該当地番図形の入力を行うものとする。入力にあたり周囲との整合を図り編集を行うものとし、編集が不可能な場合においては、周囲との位置関係、形状を考慮した上で異動修正を行うものとする。また、地番については、筆界内の左上部に表示するものとする。

（３）課税分割箇所については、発注者の指示する課税分割資料により、評価参考図データベースの更新を行うものとする。

（４）更新した地番について、元資料の精度を下記の要領で区分した入力を行うものとする。

区分コード	地番区分	内　容	備　考
1001	公共座標地番	公共座標を使用し、座標数値のとおりに計測した筆	元資料と相違なし
1002	任意座標地番	地積測量図の形状のとおりに編集した筆（座標数値では一致しないもの）	元資料と相違あり
1003	編集地番	地積測量図等を参考に形状を編集した筆	元資料と相違あり

（５）更新した評価参考図データベースのレイヤは、行政界線、町丁目界線、町丁目コード、筆界線、地番、課税分割線、課税分割地番、目標物注記等、全てのエレメントについて区分した上で、データファイルを作成するものとする。

（６）評価参考図データベースの形式は、本業務にて構築する固定資産評価支援システムにて運用可能なデータフォーマットとし、あわせて統合型 GIS にて利用可能な汎用的なデータフォーマット（BDS 形式、SHAPE 形式等）にて作成するものとする。

（地籍図データ編集）

第79条　本作業は、不動産登記法 14 条 1 項で定める地図(以下地籍図という)について、評価参考図データベースに編集するものとする。なお、可能なものについては SIMA 形式等で貸与するものとし、公共座標が付与されているものについては、忠実に図上展開するものとする。また、地籍図と評価参考図が不整合となる箇所については、評価参考図を編集し接合させるものとする。

（所要の補正検証）

第80条　本作業は、地籍図により編集された評価参考図に対し、所要の補正割合(都市計画施設、都市計画道路、嫌悪施設（墓地含む)、鉄軌道敷、高圧線下、不整形等)の取得、検証を行うものとする。なお、取得された結果(面積割合等)については、固定資産評価支援システム GIS　で確認できるよう各レイヤを作成し GIS へセットアップを行うものとする。

また、評価替え最終年度である平成 29 年度には、枚方市全域について所要の補正割合

（都市計画施設、都市計画道路、嫌悪施設（墓地含む）、鉄軌道敷、高圧線下、不整形等）の取得、検証を行うものとする。

（家屋現況図修正）

第81条　本作業は、1月2日から12月31日（平成27年、平成28年、平成29年異動分）の家屋異動（新築、増築、滅失）について、家屋登記済通知書及び前作業である家屋異動判読に基づき、航空写真画像データをもとに家屋現況図データベースの更新を行うものとする。なお、家屋登記通知書(建物図面含む)については、スキャニングを行ない、変更を加えた家屋図形に、スキャニングした画像ファイルをリンクさせファイリングを行なうものとする。

（１）家屋登記済通知書より家屋異動について、所在地番、異動事由等を表示した家屋異動調書を作成するものとする。

（２）家屋異動判読により更新した家屋について、家屋異動調書に該当物件の有無を整理するものとする。

（３）前条で評価参考図を修正した結果、家屋の位置に変更が生じたものについて更新を行うものとする。

（４）家屋現況図データベースに、航空写真画像データの家屋形状を忠実に読取り、家屋形状の座標入力を行うものとする。

（５）家屋物件番号については、発注者の指示により家屋形状内に入力するものとする。

（６）更新した家屋形状について、元資料の精度を下記の要領で区分した入力を行うものとする。

区分コード	家屋形状区分	内　容	備　考
2001	航空写真形状	航空写真画像データを忠実に透写した形状	元資料と相違なし
2002	その他	既存の家屋形状	元資料と相違あり

（７）更新した家屋現況図データベースのレイヤは、家屋形状、家屋物件番号等、全てのエレメントについて区分した上で、データファイルを作成するものとする。

（８）家屋現況図データベースの形式は、本業務にて構築する固定資産評価支援システムにて運用可能なデータフォーマットとし、あわせて統合型GISにて利用可能な汎用的なデータフォーマット（BDS形式、SHAPE形式等）にて作成するものとする。

（評価参考図・家屋現況図出力製本）

第82条　本作業は、前作業で更新された評価参考図データベース及び家屋現況図データベースを用い、下記の製本を（３）（４）を除き毎年作成するものとする。なお、出力用紙の大きさ、表示方法、配色等の詳細については発注者と受注者が協議の上、作成するものとする。

（１）評価参考図　　製本１部（28 分冊）
（２）家屋現況図　　製本１部（28 分冊）
（３）窓口閲覧用評価参考図　　製本１部（4 分冊、ラミネート加工）
※平成 29 年度のみ作成
（４）税務署提出用評価参考図　　製本なし（バラ）（評価分割線は非表示）
※平成 27 年度のみ作成

（評価参考図データアンマッチ修正）

第83条　本作業は、更新した評価参考図データベースと土地課税台帳データを用いて、電算機を使用して地番とのマッチング処理を行い、データアンマッチの筆については、再度、資料との点検を行い、不一致地番データとして抽出し、調書として作成するものとする。

2.　不一致地番データについては、次の事項を取りまとめるものとする。

（１）二重地番
・台帳重複及び公図重複に区分
（２）無地番
・地番及び公図上の注記及び着色の無い土地
（３）台帳のみ
・土地課税台帳にはあるが、地番現況図にはない土地
（４）図面のみ
・地番現況図にはあるが、土地課税台帳にはない土地

3.　更新した家屋現況図データベースと家屋課税台帳データを用いて、電算機を使用して地番とのマッチング処理を行い、データアンマッチの家屋については、再度、資料との点検を行い、不一致家屋データとして抽出し、調書として作成するものとする。

（固定資産評価支援システムデータ構築）

第84条　本作業は、本業務で構築する固定資産評価支援システムにて運用する下記のデータベースについて、システムデータベースとして作成するものとする。なお、評価参考図のデータ更新は、年４回、3 ヵ年行うものとし、発注者と受注者が協議の上、必要な作業を行うものとする。

（１）評価参考図データベース（10 月１日時点、１月１日時点）
（２）土地課税台帳データ（1 月１日時点）
（３）家屋現況図データベース（1 月１日時点）
（４）家屋課税台帳データ（1 月１日時点）

（５）路線価図データベース（1 月 1 日時点）
（６）路線価データ（1 月 1 日時点）
（７）航空写真画像データ（1 月 1 日時点）

2. 固定資産評価支援システム(GIS)等の正常な運用を行うために、システム保守を行うものとする。また、保守の内容等については下記のとおりとし、障害への対応については、事実発生後４８時間以内の現地対応とする。
（１）ソフトウェアの使用に関する問い合わせ対応
（２）ソフトウェアの障害に起因する動作不良への対処及び改善作業
（３）ソフトウェアの障害に対する修復作業
（４）ソフトウェアに関する情報等の提供
（５）同一バージョン内でのバージョンアップ
（６）固定資産評価支援システムのネットワーク環境に関する保守

3. 本業務履行中、システムハードウェアの入替があった場合、システムの再セットアップを速やかに行うものとする。

第 10 章　住宅用地の検証調査

(計画準備)

第85条　本作業は、住宅用地の検証調査をより効率的に行うために作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、発注者及び発注者の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製するものとする。

(照合データ作成)

第86条　本作業は、地番図データ、家屋図データを使用し、土地マスタと家屋マスタとの突合処理を行い、住宅用地に係る不一致箇所の抽出を行うものとする。なお、抽出基準（不一致基準）については、発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(不一致データ作成)

第87条　本作業は、前条にて抽出した結果について不一致データを作成し、リストにまとめるものとする。リスト項目については、発注者、受注者協議の上決定するものとする。

第 11 章　枚方市固定資産評価支援業務システム構成

（ハードウェア調達／貸賃借）

第88条　本作業は、固定資産評価支援システム GIS を稼働するため、以下に示すスペックと同等以上の機器調達を行うものとする。調達に際しては、３年の賃貸借契約とする。なお、モニター（10 台分）を除く機器については、発注者が準備するサーバラック（ラックマウント型：メーカー記載）に取り付けるものとする。

機器構成（簡易）

サーバ	１台
KVM スイッチ	１式
UPS（サーバに含む）	１台
周辺機器（NAS）	１台
周辺機器（モニター）	１０台
保守サービス	３年
設定作業	１式
契約形態	３年間賃貸借（延長する場合があり）

機器構成（詳細）　下記製品と同等のものとする

SV		ラックマウント型
	ＯＳ	Windows Server2012 standard
	ＣＡＬ	Windows Server2012 CAL(不要)
	ＣＰＵ	XeonﾌﾟﾛｾｯｻｰE3－1220V3（4 コア/3.10GHz/8MB)
	メモリ	8GB
	ＲＡＩＤ構成	RAID５
	ＨＤＤ	3TB
	内蔵ＤＶＤ	内蔵 DVD-ROM ユニット(24 倍速以上)
	ラックレール	ラックレールキット
	保守サービス	3 年保守（延長する場合あり）
	電源	ＡＣ100ＡＣ100Ｖ及びファンがそれぞれ冗長化されているもの。
KVM		
	ＫＶＭスイッチ	アナログ KNM スイッチ(8ﾎﾟｰﾄ)
	ＫＶＭスイッチ用電源	ＡＣ100Ｖ対応電源ケーブル
	ＫＶＭスイッチ用接続ケーブル	ＫＶＭケーブル（USB　3m）
	保守サービス	3 年保守（延長する場合あり）

UPS		
	UPS	Smart-UPS　SMT　1500RMJ
	UPS 管理ソフト	PowerChute Business Edition Basic　V9.1.1
	保守サービス	3 年保守（延長する場合あり）
モニター		
	サイズ	17 型（非ワイド）
	パネル	液晶
	表示色	約 1677 万色
	信号入力コネクタ	VGA、DVI の２系統入力付
	解像度	1280×1024
	色	ホワイト
	メーカー	国産
	保守サービス	3 年保守（延長する場合あり）

・平成２７年４月中には安定稼働であること。（作業工程については発注者と協議。）
本契約締結後、現行固定資産評価支援業務システムからのデータ移行が行なえるよう対応すること。

・納入場所
サーバ機器、ＮＡＳ、ＵＰＳ：枚方市役所　別館６階　情報推進課　電算機器室
クライアント機器　　：枚方市役所　本館２階　資産税課内

■システム構成

① システムのアプリケーションソフトおよびデータを管理するものとして、新規導入すること。
② 操作性・機能性・経済性が優れ、信頼性の高い機器とし、システムの安定稼働を確保できること。
③ 本市固定資産税賦課業務の規模を考慮したうえで、システム稼働３年程度は更新を必要としない適切な要領・処理速度を確保できること。
④ 機器障害発生時に迅速な復旧が可能であり、かつ、継続運用が可能であること。
⑤ 電源の投入・切断およびバックアップは自動運転が可能であること。

⑥ 設置場所は本市情報推進課電算室とし、筐体は１９インチラックマウント型２Ｕサイズとする。

⑦ サーバを使用するにあたって必要なケーブル類を添付すること。ただしＬＡＮケーブルおよびＨＵＢについては本市にて準備するため除く。

⑧ 設置するサーバラック（規格： EIA １９インチラック ４２U）
（型番： カワムラ HDV ４２－１０２２B-S）

⑨ クラインアント用モニター
１７inch 以上１０台(既設クラアントＰＣ（富士通 ESPRIMO K554/G）との接続に可能なケーブル類を添付すること）
※平成 27 年 10 月頃にクラインアントＰＣが入替予定

⑩ ソフトウェア
本市で調達した、サーバ内のデータをバックアップ・リストアするのに適したバックアップソフトをバージョンアップ、インストールすること
※（Acronis Backup & Recovery 10 Server for Windows (ｶﾞﾊﾞﾒﾝﾄﾗｲｾﾝｽ）→（Acronis Backup & Recovery 11.5 Server for Windows (ｶﾞﾊﾞﾒﾝﾄﾗｲｾﾝｽ) バージョンアップ後

⑪ 現行の固定資産評価支援業務システムは税総合オンラインシステム（富士通 MINDCITY）とデータ受け渡しは可能であること。平成 28 年 4 月本格稼働予定の新税総合オンラインシステム（富士通 MICJET）についてデータ受け渡しが可能であること。

本システムの構築にあたっては、本市より提供するリソース等を利用するものとする。本市環境や利用するリソースについて、以下の点に留意することとする。

（１）ネットワーク環境：本市既存のネットワーク LAN を使用するものとする。

（２）サーバ環境：本システムのサーバ構築のためのハードウェアリソースとして、受注者にて物理サーバ上に構築を行うものとする。

（３）負荷検証を行う中で適切なサイジングを行うこととする。

■導入作業

① 一般事項

ア．導入作業は、原則して開庁日の午前 9 時～午後 5 時 30 分の間とする。ただし、本市業務や来庁市民に影響がある場合は本市と協議の上、開

庁日時以外の時間帯に作業を行うこと。この時間内に行えない工程上必要な作業については、本市が指定する手続きにより承認を得てから作業にあたること。

イ．本システムを構築に必要な設定条件について、十分な調整を行ない、ネットワーク設定や他システムとの接続等については、当該システム担当者等と十分な打ち合わせを行ってから作業にあたること。

ウ．ソフトウェア及び各機器のセキュリティには、十分な注意を払い設計を行うこと。

エ．梱包等に使用するダンボール等不要物はすべて受注者にて持ち帰ること。

オ．引渡しは、検査終了後に行なわれるものとする。

② 導入計画

受注者は契約締結後、本業務にあたり次の書類を本市に提出の上、承認を得るものとする。

ア．業務実施計画表

イ．工程表

ウ．着手届

③ 導入体制

ア．契約後、速やかに導入体制表を提示すること。体制表には連絡先を明記すること。

イ．スケジュールに合わせた本稼動を保証する導入体制を確立すること。

ウ．システムを構築する担当者（以下、構築担当者）には、過去に同等のシステムもしくは、本市と同等以上の規模の構築に携わった経験者が含まれるとともに、システム開発能力、プロジェクト遂行能力及び説明責任能力を備えた要員を配備し、本業務を滞りなく遂行すること。

エ．本市担当者とのコミュニケーションは進捗管理を行っている構築責任者と基本的に行う。構築責任者は構築システム全ての進捗を管理すること。

オ．構築責任者及び構築担当者が上記能力を有しないことにより、プロジェクト推進が滞る等の障害が発生した場合には、協議の上、早急に能力保持者との変更を行い、プロジェクト推進を正常化すること。

④ 現地作業

ア．法令遵守

作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行なうものとする。

イ．損傷補償

作業は全て受注者の責任とし、引き渡しまでにおける造営物の損傷等、本市又は第三者に与えた損害に対する補償は、受注者の負担とする。

ウ．身分証について

①本業務に従事する者は、当該従事者の身分を称する書類を常時携帯し、本市職員から要請があれば提示すること。

②本業務に従事する者は、事業社名及び本人氏名の記載された名札を視認し易い位置に着用すること。

エ．作業場所等について

①本市にて開発に要する作業場所は提供しない。プログラム及びドキュメント等は作成の上、本市に提供すること。ただし、本市から持ち出せないデータを取り扱う作業や本市設置後にサーバ設定等必要がある場合は、協議の上、必要最小限の範囲で行えることとする。

②本市にて作業者が使用する PC 等の貸与は行わない。（本市ネットワークへ接続が必要な検証作業等に必要な場合は別途協議する。）

③本市サーバ室内での作業はサーバ設定等最低限必要な作業のみを行い、作業終了次第速やかに退出し、サーバ設定等に関する以外の作業は行わないこと。サーバ室内で本契約と関係ないサーバ、その他本市が許可したものを除く機器等の使用及び飲食等を禁ずる。

⑤　設計、設定作業及び設置作業

受注者は、システム導入を行なう前に本市と十分な協議を行ない、本市の承認を得た上で、設計・設定等の作業を行なうこと。

ア．設定作業

OS 等のインストール等、システム稼働に必要な設定作業を行うこと。

イ．設置作業

サーバ等の取り付けについては、本市と協議の上、本市が指定する既設ラックキャビネット等に取り付けること。

⑥　会議等

ア．受注者は、仕様や移行の打ち合わせ・協議等の会議について、本市との間で必要な場合、また作業の進捗報告については必ず会議を持つこと。

イ．本市が会議を必要とした時は、遅滞なく応じること。

ウ．会議は本市指定の場所で行うこと。

エ．会議終了後、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。

オ．会議により本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容

を明記した「会議記録書」を速やかに提出すること。必要に応じて設計事項、検証計画等について報告すること

⑦　付属品等

リカバリーCD

マニュアル（すべての納品物に関するもの）

⑧　保守内容

障害時のオンサイト保守（必要に応じた部品の交換を行うこと）

保守に係る経費については、機器の賃借料に含むこと（追加経費は支払わない）

⑨　保守対応

ア．通常時のハードウェア保守および納品物の運用に対するサポート体制が整っていること

イ．トラブル・障害時の復旧作業については、概ね２時間以内に現地（本市）へ到着できること

ウ．本市の開庁時間内については、常時保守作業要員が待機し、保守を適切かつ迅速に対応できる体制が整っていること

エ．当該機器に起因しない障害についても対応等の技術支援を行うこと

オ．障害等が発生した場合、障害原因の報告を行うと共に、報告書を２部作成し本市・受注者各１部保管すること

カ．保守連絡窓口は１ヶ所にすること。

キ．保守作業は納品物の設置場所において行うこと。（当初の設置場所を変更することがある。）

ク．常時保守要員が待機し、保守を適切かつ迅速に対応できる体制を整えること。

ケ．保守部品（付属品含む）を常時保有し、速やかに供給できること。

⑩　バックアップ・リストア

ア．本システムのバックアップは、本市指定の既設バックアップストレージ以下、ストレージ領域）をデータ格納先として使用すること。

イ．バックアップソフトは上記ネットワークドライブへバックアップ・リストアが可能な本市指定のバックアップソフトウェアを使用すること。

ウ．バックアップ・リストア環境構築については下記のとおりの作業分担とする。下記に記載のない作業については本市と協議の上、作業分担を決定すること。

作業内容	納入者	枚方市
サーバ設定 （バックアップソフトインストール含む）	○	
バックアップ設定（ＮＡＳ・ＵＰＳ）	○	○
ネットワーク設定、疎通確認	○	○
バックアップ領域作成		○
バックアップテスト	○	
リストアテスト	○	

⑪　マニュアル

通常運用を念頭に、以下のマニュアル（PDF）を納品すること。

ア．システムの取扱説明書

イ．詳細な操作手順を示す利用者操作マニュアル

ウ．保守および運用管理に関するマニュアル

⑫　機密保持

ア.受注者は､｢本市個人情報保護条例｣､｢本市情報セキュリティポリシー｣等各種関係法令を遵守しなければならない。

イ．受注者は、作業開始時に、本市個人情報保護条例第 13 条第 2 項及び、本市情報セキュリティポリシー6.3（3）の規定により、別紙に示す「個人情報の管理に関する覚書」を本市と交わすこと。

ウ．事故報告義務

①受注者は、データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を本市に報告し、本市の決定により、解決しなければならない。

②受注者は、事故への対応後、速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。

エ．受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害全てを賠償しなければならない。本市が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

オ．本市は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとする。契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

⑬．その他

ア．納品物は、発注時点での最新機種とし、新品であること。

イ．保守連絡体制を納入時に提出すること。

ウ．契約期間満了後、概ね１ヶ月以内に全ての機器を撤去すること。

エ．契約期間満了に伴う機器撤去に際して、ハードディスク内の情報を本市庁舎内にて完全に消去し、撤去等を行うこと。

データの消去については、「米国国防省 DoD5520.22-M」と同等の書き込み方式または、物理的破壊にて完全に消去し、情報漏洩が起こらないことを証する証明書を本市に提出すること。

ただし、現地で消去証明に係る消去ができない場合は、現地にて消去ソフトウェア（本市ソフトウェアについても使用できるものであれば貸与可能）等を用いて本市職員立ち会いの下、データ消去を行った後、外部にて完全消去を行いその証明書を提出することも可能とする。

オ．撤去・廃棄に係る経費については、機器の賃貸料に含むこと（追加経費は支払わない）

カ．ハードウェアに関しては、以下のいずれか一つを満たしていること。

・「ＲｏHS 指令」または「J-ＭｏSS グリーンマーク」に対応していること。

・「PC グリーンラベル制度（PC3)」の審査基準を満たしていること。

キ．各機器類の発熱や保守性を考慮すること。

ク．作業内容を変更するとき、若しくは事故が発生したときは、直ちに報告し本市と協議の上対応すること。

機器設置に関するドキュメント類を提出すること。なお電子データとしても提出すること。

⑭．記載外事項、疑義

ア．本仕様書に記載されていない事項はその都度協議を行ない、本市の決定により対応すること。

イ．本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は都度協議を行ない、本市の決定により対応すること。

ウ．本市において必要と認めたときは、作業を変更または中止することができるものとし、この場合、本市及び受注者の協議により変更のために必要な工期を別途定めるものとする。

第 12 章　　成　果　品

（成果品）

第89条　本業務の成果品は、下記のとおりとする。

なお、データによる成果品については、発注者指定の形式で納品するものとする。

（平成 27 年度固定資産評価業務　成果品）

＜基礎資料図＞

（１）土地利用現況図　（第 30 条）1 式

（２）都市計画用途確認図　（第 30 条）1 式

（３）標準宅地用画地補正検証図　（第 30 条）1 式

（４）航空写真状類・路線図　（第 30 条）1 式

（５）路線幅員分布表　（第 30 条）1 式

＜用途地区・状況類似地域＞

（１）1/5,000 状況類似地域図（案）　（第 32 条）1 式

（２）1/10,000 状況類似地域図（案）　（第 32 条）1 式

（３）用途地区・状況類似地域区分見直し案　（第 32 条）1 式

＜標準宅地＞

（１）標準宅地選定案　（第 33 条）1 式

（２）1/5,000 標準宅地位置図（案）　（第 33 条）1 式

（平成 28 年度固定資産評価業務　成果品）

＜用途地区・状況類似地域＞

（１）1/5,000 状況類似地域図　（第 36 条）1 式

（２）1/10,000 状況類似地域図　（第 36 条）1 式

（３）用途地区・状況類似地域区分説明資料　（第 36 条）1 式

（４）用途地区・状況類似地域図形データ　（第 36 条）1 式

＜標準宅地＞

（１）1/5,000 標準宅地位置図　（第 38 条）1 式

（２）標準宅地図形データ　（第 38 条）1 式

（３）標準宅地一覧表　（第 37 条）1 式

（４）標準宅地選定理由説明資料　（第 38 条）1 式

（５）不動産鑑定士用標準宅地データ　（第 38 条）1 式

（６）標準宅地現況写真データ　（第 38 条）1 式

（７）標準宅地変更対比図　（第 37 条）1 式

（８）標準宅地価格検証図　（第 43 条）1 式

（９）標準宅地価格順位表　（第 43 条）１式
（10）地価動向調査資料　（第 43 条）１式
（11）隣接市町村標準宅地価格検証図　（第 43 条）１式
（12）標準宅地鑑定評価書参照システム　（第 45 条）１式
＜土地価格比準表＞
（１）比準表分析結果報告書　（第 39 条）１式
（２）土地価格比準表製本　（第 39 条）１式
＜路　線＞
（１）価格形成要因図形データ　（第 41 条）１式
（２）価格形成要因一覧表データ　（第 41 条）１式
（３）価格形成要因変更リストデータ　（第 41 条）１式
（４）1/2,500 道路幅員測定箇所管理図データ　（第 41 条）１式
（５）路線区分見直し案　（第 42 条）１式
（６）路線図形データ　（第 42 条）１式
（７）路線新旧対応表データ　（第 42 条）１式
（８）路線区分対比図　（第 42 条）１式
（９）路線価算定システムデータ　（第 46 条）１式
（10）路線価バランス検証図　（第 47 条）１式

（平成 29 年度固定資産評価業務　成果品）
＜路　線＞
（１）路線価算定表（システム）　（第 47 条）１式
（２）路線価バランス検証図　（第 49 条）１式
（３）隣接市町村路線価検証図　（第 49 条）１式
（４）相続税路線価照合データ　（第 50 条）１式
（５）税務署用路線価図　（第 50 条）１式
（６）正面路線検証図　（第 51 条）１式
（７）影響画地計算路線番号一覧表データ　（第 52 条）１式
（８）1/2,000 評価替えにおける税額変動率検証図　（第 54 条）１式
（９）業務実施報告書　（第 55 条）１式

（平成 27 年度～平成 29 年度　成果品）
＜平年度路線価付設業務＞
（１）時点修正率検証図　（第 57 条）１式
（２）税務署用新規路線位置図及び路線価図　（第 58 条）１式

（３）鉄軌道用地及び遊園地単価計算データ　（第 59 条）１式
（４）鉄軌道用地及び遊園地沿接路線価図　（第 59 条）１式
（５）(財)資産評価システム研究センター用
路線価等業務管理システム(Ver.3.01)データ　（第 60 条）１式
（６）時点修正率表示台帳（A4 版製本）　（第 61 条）１式
（７）地価動向調査資料　（第 57 条）１式
（８）1/10,000 時点修正率表示図　（第 61 条）１式
（９）路線価算定システムデータ　（第 62 条）１式
(10) 路線価マスタ　（第 62 条）１式
(11) 路線価算定システム（GIS）　（第 26 条）１式
(12) 路線価算定表システム　（第 46 条）１式

＜固定資産評価支援システム更新及び評価参考図・家屋現況図製本業務＞

（１）撮影標定図　（第 64 条）１式
（２）撮影記録　（第 65 条）１式
（３）精度管理表　（第 65 条）１式
（４）航空写真原画像データ(外部媒体格納)　（第 67 条）１式
（５）地図情報システム画像データ（外部媒体格納）　（第 71 条）１式
（６）航空写真図（バインダー製本）　（第 71 条）１式
（７）家屋異動表示図データ　（第 74 条）１式
（８）家屋異動判読調査結果リストデータ　（第 74 条）１式
（９）土地異動調書　（第 78 条）１式
(10) 評価参考図データベース　（第 78 条）１式
(11) 家屋異動調書　（第 81 条）１式
(12) 家屋現況図データベース　（第 81 条）１式
(13) 評価参考図製本（28 分冊）　（第 82 条）１部
(14) 家屋現況図製本（28 分冊）　（第 82 条）１部
(15) 窓口閲覧用評価参考図製本（4 分冊）　（第 82 条）１部
(16) 税務署提出用評価参考図（バラ）　（第 82 条）１部
(16) 不一致地番調書及びデータ　（第 83 条）１式
(17) 不一致家屋調書及びデータ　（第 83 条）１式
(18) 筆界・地番・行政界データ　（第 78 条）１式
(19) 固定資産評価支援システム（GIS）　（第 26 条）17 ライセンス
(20) 固定資産評価支援システムデータファイル（shape 形式）　（第 84 条）１式
(21) 固定資産評価支援システム保守管理　（第 84 条）１式

＜住宅用地検証調査＞

（1）住宅用地認定不一致リスト　（第 87 条）1 式

＜ハードウェア調達／貸賃借＞

（1）機器調達　（第 88 条）1 式

＜業務全般＞

（1）打合せ記録簿　（第 12 条）1 式

（2）住宅地図データベース　（第 34 条）GIS ライセンス分

（3）業務で使用した中間成果品及び電子データ等　1 式